



税理士 山本 善通 氏

ちょっと

教えて

Q&A

Question 新型コロナと固定資産税減免

当組合は、共同施設を有し、当該施設に係る固定資産税（家屋及び償却資産）を納付しています。このたびの新型コロナウイルスの影響を大きく受けているところですが、固定資産税の減免について概要を教えてください。

Answer

【概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を事業収入の減少割合に応じて、全額軽減又は2分の1とする特例措置を受けることができます。

貴協同組合も中小事業者等として要件を満たす事で対象になります。

(事業収入の減少の確認と軽減率について)

2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%又は50%以上減少していることを会計帳簿等で確認

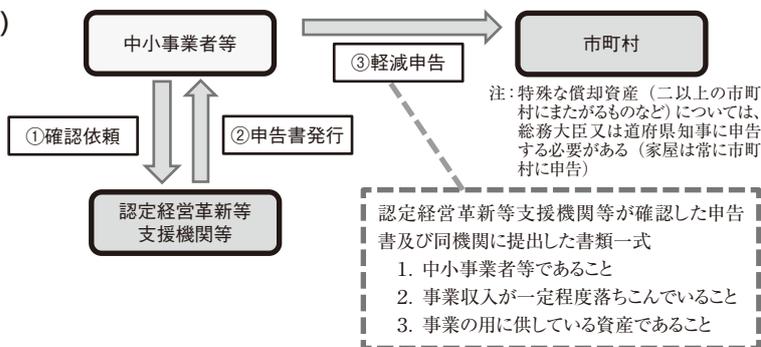
〈事業収入の減少割合と適用される軽減率〉

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年の同期間の事業収入の合計と比較した際の減少割合	適用される軽減率
30%以上50%未満減少している場合	2分の1
50%以上減少している場合	全額

(特例の対象となる範囲について)

- 事業用家屋について
  - 事業用家屋の事業の用に供している部分のみが本特例措置の適用対象となります。
  - 居住の用に供している部分は適用対象になりません。
- 償却資産について
  - 所有する事業の用に供する償却資産

(固定資産税軽減申告の流れについて)



【留意点】

本制度は、令和3年度についての措置となります。令和2年度分については、1年間の納税猶予が可能（事業収入が前年同期20%以上の減少の場合）となりますので留意して下さい。